



**被災家屋の撤去
被災前に住んでいなかった建物でも対象となる場合があります**

被災家屋の撤去について、被災前に住んでいなかった建物（空家、事業所等）でも、条件を満たせば撤去の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

- ・ 被災証明で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、半壊が対象）の認定を受けたもの
- ・ 事業所は、中小企業基本法第2条に該当すること

なお、撤去の進め方、業者に費用を払って撤去されている場合の準備書類及び受付窓口の電話番号と受付時間に、変更はありません。

○申込み・お問い合わせ 家屋・がれき撤去班（本庁舎7階）

電話番号 25-5715

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日を含む。）